

# 愛荘町 小規模企業者未来投資補助金のお知らせ

ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、町内小規模事業者が社会経済の急速な変化に対応するために実施する新たな取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することで支援します。

## 補助対象期間

令和4年4月1日から令和5年2月15日までに事業を完了するもの。  
ただし、愛荘町内で行われる取組に限る。

## 補助対象者

愛荘町内に事業所および事務所を有する小規模事業者※1で、町税の滞納がないこと。  
(※1 常時使用する従業員が卸売業・小売業・サービス業は5人以下、それ以外の業種は20人以下の会社・個人事業主)

## 補助対象事業

### 1. デジタル化に関する事業

◇生産性の向上や業務の効率化に向けてデジタル技術を活用した取組(例: インボイス制度への対応)

### 2. カーボンニュートラルに関する事業

◇省エネ診断や省エネおよび再生可能エネルギー等の設備導入等カーボンニュートラルに資する取組(例: 事業所内の省エネに繋がる設備の設置)

### 3. 工場就労環境改善に関する事業

◇雇用の確保と就労継続を図るための、工場における快適な職場環境づくりに向けた取組(例: 空調設備の設置)

### 4. 働き方改革に関する事業

◇就業規則等の策定・見直しや人事諸制度の改善支援、業務の効率化による時間削減等、働き方の改善に向けた取組  
(例: 勤怠管理システムの導入)

### 5. 人材育成に関する事業

◇事業所の今後の成長に必要とされる技術や見識の習得を目的とした従業員の資格取得やスキルアップを図る取組  
(例: 資格取得にかかる経費)

### 6. 人材確保に関する事業

◇従業員の採用や確保に向けた取組(例: 就職説明会等への参加)

### 7. 販路拡大に関する事業

◇今後のビジネス展開を見据えた販路拡大に向けた取組(例: 新商品開発のための機器の導入)

(注意1) 1事業者1申請に限ります。

(注意2) 総事業費が100万円未満の事業は対象外となります。[(1)～(7)の複数事業の組み合わせも可。]

## 補助率

補助対象経費の3分の2

※補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とします。

## 補助限度額

上限額: 100万円

※ハードウェア・機械装置・特殊自動車の購入に対しては補助上限50万円となります。

## 申請期間

令和4年8月1日(月)から令和4年10月31日(月)まで

※先着順にて受付を行います。予算の上限に達した場合は早期に受付を終了する場合があります。

## 申請方法

愛荘町ホームページ上の申請様式をダウンロードして記入し必要書類を添えて下記に提出ください。

※詳しくは、町ホームページにてご確認ください。

※ご不明なことがあれば、相談に応じますので下記の問い合わせ先までご連絡ください。



町ホームページ

[問合せ先(相談窓口)・申請書の提出先]

愛荘町商工会 (〒529-1331 愛荘町愛知川72番地)

受付時間 平日9:00~17:00

電話番号: 0749-42-2719

メール: info-e@aisho.or.jp

【発行: 愛荘町商工観光課】